

2010年度 第2回公開講演会
「今、なぜ、子育て支援」
— 家族援助論の授業から —

講師 畑山みさ子 氏 (宮城学院女子大学教授)

土曜の午後の貴重な時間に、大勢の方がご出席下さいまして、ありがとうございます。私が宮城学院に赴任したのは26歳の時でした。以来41年、保育者の養成に関わって、主に心理学および保育系の授業を担当してきました。この「家族援助論」の教科は、2001年の保育士養成課程の変更により新設された必修科目(講義 2単位)です。さらに今回の保育士養成課程の変更に伴い、2011年度の入学生からはこの教科目は「家庭支援論」(講義 2単位)に名称変更される予定です。内容に大きな変更はありません。今日はその中の一つのテーマである「子育て支援」についてお話ししたいと思います。

1. 子育てをめぐる現状と課題

初めに、日本の子どもと家庭を取り巻く状況について見ていきたいと思います。

(1) 少子高齢化社会への急激な進行

近年急速に少子高齢化が進行しています。2009年度の合計特殊出生率は1.37でした。合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの数を極めて統計的に処理して算出された数値です。ちなみに宮城県は1.25で、全国平均を大きく下回っています。縦軸に年齢、横軸に男女別に人数を示した日本の人口ピラミッドは三角形から大きく崩れ、今や壺型の構造を示しています。子どもの出生数は年々減少し、団塊の世代が退職を迎えた現在、高齢化が一段と加速しています。生産人口の減少と共に、税制破綻が目前に控えている状況です。

少子化の原因と考えられる事柄について挙げますと、直接的な原因として晩婚化および非婚化があります。その背景にはさまざまな間接的要因が考えられますが、まず挙げられるのは女性の生き方の多様化です。高学歴化、家庭外労働、経済



力の向上、家事の電化機械化による省力化の実現などの社会状況の変化の中で、家庭と子育てに限定されない生き方が可能になっているのです。

他方、男性の性役割分業意識の変化の少なさも問題と言えます。相変わらずの「家事・育児は女性の役割」意識、そして子どもとの触れ合いの少ない日本の父親の姿が見えてきます。厚生省が以前発表した「先進諸国における男子の家事・社会活動時間割合と出生率」の資料があります。それによれば、「合計特殊出生率」と「男性の家事時間割合」との間には、0.39という有意な相関が見られました。つまり「男性の家事時間割合」の高い国では、一般に「合計特殊出生率」が高いという事実です。「合計特殊出生率」が高い国では「男性の家事時間割合」が高いとも言えます。「6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間」を示した総務省の調査結果では、欧米諸国の毎日の家事関連時間の平均が約3時間に対して、日本は1時間であり、非常に少ない状況がお分かりでしょう。そして厚生労働省がスウェーデンやフランスと比較した「平日の帰宅時間」の調査では、日本にはこの2国とは顕著に異なる様相が見られます。この2国では男女とも午後6時までに大半の人が帰宅しているのに対し、日本では男性の約60%が「午後8時以降」に帰宅し、そして女性の4割強が「家

にしていることが多い」(専業主婦が多い)状況です。日本の家事育児についての性役割分業意識が顕著に現れています。

(2) 変容する家族状況

家族状況も変化してきています。多世代同居は少なくなり、核家族が増加しています。また、母親の家庭外労働・活動の意欲の高まりも顕著です。そのような状況の中で、専業主婦の子育て負担感が増大しています。こども未来財団が妊娠中または3歳未満の子どもを育てている母親を対象に行った調査によれば、「社会から隔離され、自分が孤立しているように感じる」人が49%、また「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」と感じている人が44%もいることが分かります。

民間団体が母親のストレスについて調査した結果によれば、程度の差こそあれ、約9割の母親が生活の中でストレスを感じている状況です。そして「ストレスを感じている」人に「何に対してストレスを感じるか」を尋ねたところ、「子どものこと(育児)」の回答が67%、「夫のこと」が58%ありました。「育児にストレスを感じる」人の41%が「自分の時間がない」ことにストレスを感じています。また「夫のこと」と答えた人に「夫のどんなところにストレスを感じるか」と尋ねたところ、「帰りが遅い」が25%、「家事に協力的でない」が23%、「育児に協力的でない」と「話を聞いてくれない」が各17%の回答でした。

そして家庭の教育力・保育力の低下も著しく、児童虐待の増加もそのことを示しています。虐待とは、親または親に代わる保護者等が子どもの身体や心を傷つけ健全な成長・発達を妨げる行為を指します。虐待には、身体的虐待、ネグレクト(遺棄)、性的虐待、心理的虐待が含まれます。虐待を生じやすい状況としては、経済的困窮、社会的孤立、親の問題、親子関係の問題などがあります。それらが重なった時に子どもへの不適切なかわりが生じやすく、それが顕著になったものが児童虐待なのです。児童相談所が扱った児童虐待相談対応件数は年々増加しており、2008年度の対応件数は42,000件を超えている状況です。

(3) 地域の教育力の低下

かつては血縁関係がなくとも、地域のおじさんおばさんが近所の子どもたちの育ちを見守り支えることが普通に行われていましたが、今や地域住民は互いに無関心となり、さらに過剰なプライバシー意識を持つ人も増え、地域住民の連帯意識は希薄化しています。そのような中では地域の教育力は低下し、多くの地域では、子育てを地域全体で支える体制が崩れてしまっています。

(4) 子どもの育ちのあやうさ

そのような社会状況の中で、子どもたちの育ちにも変化が起きています。少し前から、キレやすい、不登校、いじめ、ニート等の問題の増加などが顕著になっています。そして児童虐待による子どもの心身への影響にも深刻なものがあります。特に子どもの心理面への影響は、トラウマ(心的外傷)となって長く残ることが多く、それは外見だけからは捉え難いだけに、その扱ひも難しいのが実情です。その結果として子どもの行動面に表れてくる問題には、睡眠障害、注意集中困難、多動性、悪夢、無感情、無気力、抑うつ、過度の攻撃行動、かんしゃくやパニックと破壊的行動、年長者や強い者への従順さ、無差別的愛着傾向など、様々な症状があります。

虐待が生じた場合でもただちに親子分離をする事例はそう多くはありません。強制的に親子分離をした場合、その修復もまた大変だからです。親への指導対応をしながら、昼間は子どもを保育所に通わせる措置を取る場合が多いのです。その場合、虐待を受けて様々な扱い難い問題行動を示す子どもに心のケアをするのは、保育者なのです。そのような子どもへの保育は当然容易ではありません。保育者が悲鳴を上げてしまう例も聞きます。でも、家庭で親に虐待され、保育所でまた保育士にも見放されてしまったなら、子どもの心はどうなるでしょう。保育士の役割の大切さを自覚して対応しなければなりません。

2. 「子育て」をめぐる社会状況の変化への政府の対応

(1) 主な少子化対策

このような社会状況の中、日本政府も少子化に対する施策を作らざるをえない事態になりました。1990年の合計特殊出生率が1.57と少子化が明らかになった時、この事態を「1.57ショック」と称し、子どもと子育てに関する総合施策の検討が始まりました。1994年に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意の「エンゼルプラン」が提示され、「生き育てやすい環境づくり」を掲げ、緊急保育5か年事業が開始されました。そこでの施策の中心は保育所の増設でした。しかし職場の労働条件等の施策については大きな変更はないままで、合計特殊出生率は下がる一方であり、結局「エンゼルプラン」は「新エンゼルプラン」も含めて、失敗であったと評されました。この間に女性の仕事と子育ての両立支援を目指した「待機児童ゼロ作戦」など、毎年のようにさまざまな施策が提示されてはきました。

男性の育児参加をよびかけるポスターなども目にした方もいらっしゃるでしょう。これは1999年に厚生省が作成したポスターで、当時の人気歌手の夫を起用し「育児をしない男を父とは呼ばない」という画期的なキャッチフレーズも注目を集めました。しかし育児をしたくても職場環境がそれを許さない状況では、このような掛け声だけでは少子化の歯止めにならなかったのは当然のことと言えます。

次世代育成支援対策推進法など、年齢別ではなく大人になるまでを総合的に支援していく施策もなされるようになりました。さらに2007年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針」なども提示され、企業にも協力を呼びかけるようになりました。しかし依然として「仕事と生活の調和」の推進は難しいのが日本の実状です。

(2) 子育て支援策としての保育施策

「エンゼルプラン」などにも提示されているように、政府の子育て支援策の中心は保育所の増設でした。さらに保育の質の保障のために2003年保育士を国家資格化しました。

2007年には保育所不足の解消のために、幼稚園の空き教室利用の発想から「認定こども園」が発足しました。同年齢の子どもの保育を担う機関に保育所と幼稚園があって、利用する機関は親の都合でどちらかに決まるのはおかしい、子どもの発達を保障する保育機関は本来同じものでなければならぬという考えから、幼保一元化の問題は発達心理学者の間では50年来その必要性が叫ばれてきました。しかし文部省と厚生省というお役所の縦割り行政の中では、なかなか実現しませんでした。それが保育所不足という別の理由から幼保一元化が実現したのです。しかし「認定こども園」は文部科学省と厚生労働省の二つの管轄の下、両省の制約を受けることになり、運営のための煩雑さなどから当初の目標のように進んでいないのが実状です。

そして「認定こども園」での保育者に対応すべく、2009年には保育所保育指針の改定と幼稚園教育要領の改訂を行い、保育内容についても整合性を図りました。

さらに現政府では、省庁の一元化も念頭に置いた幼保一体化施設「こども園」制度も検討されていますが、不安定な政局下で、成立の見通しは危ういものです。

3. 専門職としての保育者への期待

子育て支援に関する保育者への期待の現れの一つが、2009年の「保育所保育指針」の改定施行です。「第6章保護者に対する支援」には、以下の項目が挙げられています。

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援
 - ア 地域の子育ての拠点としての機能
 - (ア) 保育所機能の解放
 - (イ) 相談や援助の実施
 - (ウ) 交流の場の提供及び交流の促進
 - (エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供
 - イ 一時保育

さらに、同時に改訂施行された「幼稚園教育要領」の第3章にも、「幼稚園が子育て支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放し、(略)地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること」と謳われています。この部分は以前から変更はありません。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」でも保育者の役割が期待されています。この法律は2000年に公布され、子どもを守るために毎年のように改正が加えられて施行されてきています。その「第5条児童虐待の早期発見」、および「第6条児童虐待に係る通告」には、保育者を含む子どもに関わる専門職にある人への義務を明記しています。

児童虐待の予防のための子育て支援、および虐待を受けた子どもの心のケアを担当する人として、主に保育所や児童養護施設の保育士にその役割が期待されているのです。

4. 子育て支援の視点

「子育て支援」と一口に言ってきましたが、そこには主に三つの支援の視点が含まれています。それらについて具体的な活動を挙げながら整理してみましょう。

①親の子育てを支援する

保育の補完、部分的肩代わりを行う活動です。まず従来から行ってきた保育所保育です。それに一時保育、早朝・夜間保育、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育、幼稚園の預かり保育、各種の託児などもこれに当たります。

②親の育ちを支援する

親の子育て力を高めるための支援です。子育て支援センターや児童館活動などが開設している子育て広場やつどいの広場、子育てサークル活動への支援、育児相談、育児講座、食育講座などの学習の場の提供等々の活動です。人は子どもを産んだ途端に親らしく変わるものではありません。親も子どもと一緒に親として育っていくものであり、そのための支援活動です。

③子どもの育ちを支援する

これは、上記二つの視点に含まれていなければならない、そして忘れてはならない肝心の視点です。子どもの心身の発達支援、すこやかな心を育てるための保育の基本は、保育所保育指針や幼稚園教育要領にも明示されています。当然ながら子育ての中心的役割を担うのは親です。親が適切な子育てを行うことができるように親の心の支援も必要なのです。保育者は親を支えながら、親と一緒に「子どもの育ち」を支援していくことが大切なのです。

5. 子育て支援活動の具体例

「子育て支援」を積極的に行っている保育所の活動例を挙げてみましょう。

公立A保育所併設「地域子育て支援センター」では、地域の子育て支援の拠点として、たくさんの活動を行っています。育児相談、園庭解放、支援室の開放、同年齢の子どもと親の交流機会の提供、遊びの紹介、育児講座の開催、離乳食・幼児食講座、行事への招待、給食の試食と作り方の紹介、クラス体験保育、絵本・図書の貸し出し、一時保育、訪問支援事業等です。訪問支援事業は、利用を希望しても保育所まで足を運ぶのが難しい親子に相談を含めて対応するためのもので、いわば出前サービスを行う新しいタイプの支援活動です。この事業が知られるようになって利用が少しずつ増えてきていると聞いています。またここでは地域の児童館や市民センターと連携して地域に向けた3館共同の子育て支援事業も開催するなど、積極的な活動を展開しています。

私立B幼稚園の子育て支援活動例も挙げてみましょう。預かり保育、園庭開放・地域開放行事、未就園児親子教室、子育て・保育電話相談、子育て関連情報の提供などです。最近ではほとんどの幼稚園がこの種の活動を行っています。

6. 子育て支援の現状

子育て支援活動がいろいろ行われるようになってきた中で、同時にさまざまな問題も明らかになってきました。保育所の待機児童数は一向に減っ

ておらず、他方では幼稚園は定員割れのところが増えています。認定こども園の設置は進まず、こども園構想も進展していません。これまで行われてきた子育て支援策は、当然ですが少子化の歯止め策にはなっていません。少子化対策として有効な働き方の見直しや父親の子育て参加は進んでいません。そして本当に必要としている人に子育て支援情報が伝わり難い状況がみられます。また子育て支援の利用者はほんの一握りであり、その利用者は各種施設を掛け持ち利用の現状です。開催者の意向とは違う利用のされ方も目につきます。総じて親支援の難しさは、それを実施してきた多くの者達の実感ですし、子育て支援活動はまだまだ不十分な状況にあると言わざるをえません。

7. 子育て支援の今後の課題

今後取り組んでいかなければならない課題は多くありますが、まず子どもの保育を行う機関の問題として、幼保一体化（こども園）施設の検討があります。両省庁のみならず、保育機関自体も目先の利害にばかり目を向け、肝心の子ども全体のための視点に立った施策が行われているとは言えません。長年の検討課題です。

また、各市町村の子育て支援の拠点の整備と地域の家庭支援ネットワークの構築も課題です。現在、子育て支援活動を行っている機関には、保育所、幼稚園、小学校、児童館・児童センター、市民センター、保健センター、地域子育て支援センター、子育て広場（つどいの広場）、保育ママ、その他があります。いずれも地域の全ての子育て家庭の要望に応えることはできません。子育て支援活動を効果的に進めていくには、地域にあるそれらの機関が連携をとりながら、推進していくことが求められています。地域の家庭支援ネットワークの構築のためには、上下の関係ではなく、横の連携を取りやすくするための拠点の整備も必要です。

前述のように、子育て支援の中心的役割を担い推進していく立場として、保育者が期待されています。そこには当然ながら保育の質の向上への期待も込められています。保育所保育指針の「第4

章 保育の計画及び評価」には、「1 保育の計画、2 保育の内容等の自己評価（1）保育士等の自己評価、（2）保育所の自己評価」が記されています。さらに「第7章 職員の資質向上」が謳われ、その基本と「施設長の責務および職員の研修等」も記されています。現行では、保育士の資格は一旦取得すれば一生使用できるものではありませんが、社会の要請に応じてその任務を遂行していくためには、一人ひとりがその任務を自覚し、研鑽を積んでいかなければなりません。

子どもたちのすこやかな成長と発達のために、親の子育てを社会全体が支援する仕組みと意識づくりが今必要とされています。まず地域の人々が子育てに関心を持ち、自分たちができる身近なことから子育てを支援して行くことを期待しています。

最後に、ご挨拶に代えて一言申し上げます。以下の文章は、以前宮城県の「すこやか家庭教育相談事業」の一環として育児手引きの小冊子を作成した際に、その巻頭言に私が遊び心を加えて書いたものです。

《お父さんお母さんへのメッセージ》

すこし前に生まれてきたばかりなのに
こんなにも我が家の真ん中に陣取って
やんちゃないたずらばかり。ママだって
かんしゃくのひとつも起こしそう。でも…

すやすや眠る赤ちゃんの寝顔は
この世におりた天使のよう。
やっぱり赤ちゃんは泣いても笑っても
かけがえのない宝物！

すこやかな成長と発達を願い、そして
こどもたちがあたたかな愛情に包まれて
やさしく、たくましい人間に育つよう
かけながら応援します。

最後の段落は、私の子育て支援への一貫した心情です。

このことに関して、私が本学にいてできることは、子どもと親の成長を支援することのできる保育士を養成することでした。多くの方々と出会い、皆様方に支えられて今日を迎えることができました。皆様方に心から感謝申し上げ、益々のご活躍をお祈りして、私の話を終えることにいたします。

ご清聴ありがとうございました。

(2011年2月19日)

文献

- 畑山みさ子 (2010) 少子化対策としての子育て支援の現状と課題 宮城学院女子大学発達科学研究, 10, 63-67
- 内閣府 (2009) 平成 21 年版 少子化社会白書 佐伯印刷
- 内閣府 (2010) 平成 22 年版 子ども・子育て白書 佐伯印刷
- 三冬社編集部 (2008) 少子高齢社会総合統計年報 三冬社